

第2期宮城県・市町村共同電子申請運営委員会会則

(設置)

第1条 宮城県電子自治体推進協議会規約第7条の規定により、宮城県電子自治体推進協議会（以下「協議会」という。）に第2期宮城県・市町村共同電子申請運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 運営委員会は、宮城県（以下「県」という。）とテクノ・マインド株式会社が令和6年3月28日付けで締結した宮城県・市町村共同電子申請サービス提供業務契約（以下「サービス提供業務契約」という。）に基づき県が調達する県及び県内市町村が共同で利用する電子申請・届出システム（以下「システム」という。）の運用に関して必要な事項の運営を行うことにより、電子自治体の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この会則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) サービス システムにより、住民及び企業等が時間や場所の制約を受けず、インターネット等を活用して自治体に申請・届出等を行うことができ、かつ、自治体が当該申請・届出等の受理、審査及び結果通知等を電子的に行うことができる環境を提供することをいう。
- (2) 参加団体 第2条の目的に賛同する県及び県内市町村であって、サービスを共同で利用する団体をいう。
- (3) サービス提供事業者 サービス提供業務契約に基づき、サービスを構築し、参加団体がサービスを利用できるようにする事業者をいう。
- (4) サービス提供期間 サービス提供業務契約に基づき、参加団体がサービスを利用できる期間をいう。
- (5) オプション機能 参加団体が必要に応じて選択し、個別にサービス提供事業者と契約して利用する機能要件であって、別表に定めるものをいう。

(事業)

第4条 運営委員会は、第2条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) システムの運用保守に関する事項
- (2) サービスの運営に関する全般的な連絡・調整
- (3) サービスの内容に関する普及啓発
- (4) サービスの内容に関する調査・研究
- (5) その他本運営委員会の目的達成に関する必要な事項

(構成)

第5条 運営委員会は、次の各号で規定する委員で構成する。

- (1) 運営委員会の委員（以下「運営委員」という。）は、参加団体の情報化を所管する担当課長とする。
- (2) 運営委員会には、運営委員のほか運営委員会が必要と認める者をオブザーバーとして出席させることができる。

(参加団体の責務)

第6条 参加団体は、第2条に規定する目的を十分理解し、事業の円滑な遂行に協力しなければならない。

- 2 参加団体は、引き続き参加することが困難となった場合は、自ら速やかに他の参加団体と協議を行うものとし、他の団体に影響が及ばないようにしなければならない。
- 3 参加団体は、別に定める負担額を、別に定める方法により支払い、サービスを利用するものとする。利用を中止するときも、また同様とする。
- 4 参加団体は、システム利用者のID、パスワードその他の個人情報を適正に管理するものとする。
- 5 参加団体は、システムの運営により生じた損害について、自らの故意又は過失による場合はその責任を負うものとする。これ以外の場合においては、協力してその解決に当たるものとし、その責任の範囲については、個別の事案の態様に応じて運営委員会において協議して定めるものとする。

(参加)

第7条 運営委員会への参加及びサービスの共同利用を希望する市町村は、共同利用を開始する日が属する年度の前年度の9月末日までに、別紙様式による参加申込書兼サービス共同利用申込書を運営委員長へ提出し、運営委員会総会の承認を経なければならない。

(合併)

第8条 参加団体が、参加しない他の市町村と合併し、合併後も引き続き参加する場合は、当該団体の合併議決後、速やかに書面により運営委員長が別に定める事項を運営委員会に届け出なければならない。ただし、当該合併に係る市町村が複数ある場合は、参加団体のうち、任意の一団体が届け出ればよいものとする。

(脱退)

第9条 運営委員会から脱退しようとする参加団体は、当該脱退時期の前年度の2月末日までに、運営委員会に対し脱退の意思を書面により表明し、運営委員会総会の承認を得なければならない。

(役員)

第10条 運営委員会に次の役員を置く。

- (1) 運営委員長 1人
 - (2) 副運営委員長 2人
- 2 運営委員長及び副運営委員長は、運営委員の互選によって決定する。
 - 3 運営委員長は、運営委員会を代表し、会務を総理する。
 - 4 運営委員長に事故あるときは、副運営委員長がその職務を代理する。

(運営委員会総会)

第11条 運営委員会総会は、運営委員長が招集し、運営委員長がその議長になる。

- 2 運営委員会総会は、運営委員総数の過半（代理出席を含む。）が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 運営委員会総会の議事は、原則として、出席運営委員の全会一致の賛成で決するものとする。ただし、事業運営の継続に重大な影響を及ぼすと運営委員長が判断した場合は、出席運営委員の3分の2以上の賛成により決することができるものとする。
- 4 第2項の規定に関わらず、総合行政ネットワーク又はインターネットを活用した電子メール等による運営委員会総会を開催することも可能とし、その場合における議決は、前項によるものとする。

(ワーキンググループの設置)

第12条 運営委員会は、必要に応じてワーキンググループ（以下「WG」という。）を設置することができる。

- 2 WGは、参加団体の実務担当者等で構成する。
- 3 WGの構成及び運営に関し必要な事項は、運営委員会で定める。

(事務局)

第13条 運営委員会の庶務を処理する事務局を置く。

- 2 事務局は、県企画部デジタルみやぎ推進課内に置く。

(補則)

第14条 この会則で定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、運営委員長が別に定める。

附 則

この会則は、令和6年6月28日から施行する。

別表（第3条関係）

電子認証オプション
帳票PDF出力オプション
ファイル無害化オプション
オンライン決済オプション
デジタル窓口オプション
ぴったりサービス連携オプション
法人認証オプション
Pay Pay決済オプション
ディスク追加オプション

様式（第7条関係）

第 _____ 年 月 日 号

第2期宮城県・市町村共同電子申請運営委員長 殿

市（町・村）長 印

第2期宮城県・市町村共同電子申請運営委員会
参加申込書兼サービス共同利用申込書

本市（町・村）は、第2期宮城県・市町村共同電子申請運営委員会の趣旨に賛同し、会則及び全ての関係規程について承諾の上、下記のとおり同運営委員会への参加及びサービス共同利用を申込いたします。

記

サービス共同利用開始年月日 _____ 年 月 日